



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

クウェイト：米国との原子力協力の覚書署名

(23日付クウェイト国営通信)

23日付のクウェイト国営通信は、クウェイトと米国との間で、原子力の平和利用に関する協力の覚書が署名されたことを報じている。

1. 23日、アハマド・ビシャーラ・クウェイト国家原子力委員会事務局長と、トーマス・ダゴスティーノ米国国家核安全保障庁（NNSA）長官は、米国エネルギー省内において、原子力の平和利用に関する覚書に署名した。
2. この覚書は、①原子力に関する法律や規則、②人材計画およびそのモデリング、③核物質の保障措置や安全、④放射線防護、⑤安全および保健問題、⑥低・中レベルの放射性廃棄物の管理、⑦原子炉の運転、安全および最良な事例に関する協力、を提案している。
3. ダゴスティーノ長官の発言内容
 - ①両国は、核不拡散の重要性や、核物質をテロリストや核の拡散を図る者の手には渡らせないことを確認した。
 - ②この合意は、核の不拡散や保障および安全に取り組むために重要である。
 - ③核物質の保障措置に対する理解、展開および実施は、原子力エネルギーに関する計画の重要な要素である。
 - ④この覚書の下に、同庁の INSEP（International Nuclear Safeguards and Engagement Program）は、クウェイト国家原子力委員会に対して、安全で平和的な原子力エネルギーの利用計画を定めた法律や規則の制定、少量議定書（Small Quantities Protocol）や追加議定書（Additional Protocol）の効果的な実施、核物質の報告および管理に関わるシステムの確立および原子力発電プラントを運転・規制するために必要な人材開発や最良な事例に関わる支援を行なう。
 - ⑤クウェイト国家原子力委員会との協力を実施するため、協力のロードマップが策定され、この活動はクウェイト側のニーズに合わせたものにする。
4. ビシャーラ事務局長の発言内容
 - ①クウェイトは原子力エネルギーの調査を行なってきた。
 - ②米国はクウェイトに対して、この分野の支援を提供することに合意した。
 - ③この覚書は、原子力の平和利用に関わる協力の窓口になるものであり、また、これらの協力は、核兵器不拡散条約第4条や IAEA 保障措置協定に応じて行なわれる。

◎本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799